

計算書類に対する注記(法人全体用)

1. 重要な会計方針

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

- ① 満期保有目的の債券：該当なし
- ② 満期保有目的の債券以外の有価証券：時価のないもの-移動平均法による原価法によっている。

(2) 固定資産の減価償却の方法

- ① 有形固定資産
定額法によっている。
- ② 無形固定資産
定額法によっている。
- ③ リース資産
 - i 所有権移転ファイナンス・リース取引に係るリース資産
該当なし
 - ii 所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産
該当なし

(3) 引当金の計上基準

①退職給付引当金

職員の退職給付に備えるため、当期末における一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会への法人負担の掛金累計額を計上している。

②賞与引当金

職員の賞与支給に備えるため、支給見込額の当期負担分を計上している。

③徴収不能引当金

債権の徴収不能額に備えるため、一括評価債権については過去の徴収不能額の発生割合により、個別評価債権については個別に徴収可能性を勘案して徴収不能見込額を計上している。

(4) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税込方式によっている。

2. 法人で採用する退職給付制度

当法人で採用する退職給付制度は以下のとおりである。

- (1) 一般財団法人静岡県社会福祉事業共済会が実施する退職共済制度
- (2) 独立行政法人福祉医療機構が実施する退職共済制度
- (3) 独立行政法人勤労者退職金共済機構（中退共）が実施する退職共済制度

3. 法人が作成する計算書類と拠点区分、サービス区分

当法人の作成する計算書類は以下のとおりになっている。

- (1) 法人全体の計算書類(会計基準省令第1号第1様式、第2号第1様式、第3号第1様式)
- (2) 事業区分別内訳表(会計基準省令第1号第2様式、第2号第2様式、第3号第2様式)
当法人では、社会福祉事業のみを実施しているため作成していない。
- (3) 社会福祉事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
当法人では、社会福祉事業は拠点が1つのため作成していない。
- (4) 公益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)

当法人では、公益事業を実施していないため作成していない。

(5) 収益事業における拠点区分別内訳表(会計基準省令第1号第3様式、第2号第3様式、第3号第3様式)
当法人では、収益事業を実施していないため作成していない。

(6) 拠点区分事業活動明細書(別紙3(㊴))

(7) 拠点区分資金収支明細書(別紙3(㊵))は省略している。

(8) 拠点区分におけるサービス区分の内容

1. 浜名湖園拠点区分(社会福祉事業)

法人本部

特別養護老人ホーム浜名湖園

浜名湖園短期入所生活介護(ショートステイ)

小規模多機能型居宅介護ほっこり하우스

浜名湖園支援センター

4. 基本財産の増減の内容及び金額

基本財産の増減の内容及び金額は以下のとおりである。

(単位:円)

基本財産の種類	前期末残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
土地(基本財産)	69,784,869	0	0	69,784,869
建物(基本財産)	831,680,173	48,200,955	42,564,163	837,316,965
合 計	901,465,042	48,200,955	42,564,163	907,101,834

5. 基本金又は固定資産の売却若しくは処分に係る国庫補助金等特別積立金の取崩し
該当なし

6. 担保に供している資産
該当なし

7. 有形固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高

固定資産の取得価額、減価償却累計額及び当期末残高は、以下のとおりである。

(単位:円)

	取得価額	減価償却 累計額	当期末残高
建物(基本財産)	1,436,292,406	598,975,441	837,316,965
建物	40,783,406	11,551,624	29,231,782
構築物	20,438,000	2,086,370	18,351,630
車両運搬具	8,206,165	6,618,304	1,587,861
器具及び備品	84,474,333	45,782,627	38,691,706
合 計	1,590,194,310	665,014,366	925,179,944

8. 満期保有目的の債券の内訳並びに帳簿価額、時価及び評価損益
該当なし

9. 関連当事者との取引の内容

該当なし

10. 重要な偶発債務

該当なし

11. 重要な後発事象

該当なし

12. 合併及び事業の譲渡若しくは事業の譲受け

該当なし

13. その他社会福祉法人の資金収支及び純資産増減の状況並びに資産、負債及び純資産の状態を明らかにするために必要な事項

該当なし